

平成 25 年度実施 法科大学院認証評価 評 価 報 告 書

東北大学大学院法学研究科
総合法制専攻

平成 26 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育の理念及び目標	8
第 2 章 教育内容	9
第 3 章 教育方法	14
第 4 章 成績評価及び修了認定	16
第 5 章 教育内容等の改善措置	20
第 6 章 入学者選抜等	21
第 7 章 学生の支援体制	24
第 8 章 教員組織	26
第 9 章 管理運営等	29
第 10 章 施設、設備及び図書館等	30
第 11 章 自己点検及び評価等	32
<参 考>	35
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	37
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	38
iii 自己評価書等	39

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- （１） 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- （２） 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- （３） 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

25 年 7 月	書面調査の実施
8 月	評価部会 ・ 基準ごとの判断の検討 ・ 指摘事項の検討
9 月	教員組織調査専門部会 ・ 授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査
	評価部会 ・ 書面調査による分析結果の整理
	運営連絡会議 ・ 書面調査による分析結果の審議・決定
10 月～11 月	訪問調査の実施
12 月	評価部会 ・ 評価報告書原案の作成
26 年 1 月	運営連絡会議、評価委員会 ・ 評価結果（案）の取りまとめ
	評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3 月	評価委員会 ・ 評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成26年3月現在）

（1）法科大学院認証評価委員会

磯 部 力	國學院大學教授
磯 村 保	早稲田大学教授
上 田 廣 一	上田廣一法律事務所弁護士
岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
岡 部 謙 治	前 教育文化協会理事長
岡 本 安 弘	法務省法務総合研究所総務企画部付
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
木 村 光 江	首都大学東京教授
久保井 一 匡	久保井総合法律事務所弁護士
◎佐々木 毅	国土緑化推進機構理事長
佐 藤 國 雄	前 ユネスコ・アジア文化センター理事長
潮 見 佳 男	京都大学教授
滝 澤 正	上智大学長
武 井 康 年	広島総合法律会計事務所弁護士
龍 岡 資 晃	西綜合法律事務所弁護士
○田 中 成 明	京都大学名誉教授
棚 村 政 行	早稲田大学大学院法学研究科長
ダニエル・フット	東京大学教授
長谷部 恭 男	東京大学教授
藤 井 敏 明	司法研修所教官
三 井 誠	同志社大学客員教授
村 中 孝 史	京都大学教授
諸 石 光 熙	大江橋法律事務所弁護士
安 永 正 昭	同志社大学教授
山 本 和 彦	一橋大学教授
山 本 眞 一	桜美林大学教授
吉 原 和 志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯 部 力	國學院大學教授
○磯 村 保	早稲田大学教授
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
木 村 光 江	首都大学東京教授
潮 見 佳 男	京都大学教授
龍 岡 資 晃	西綜合法律事務所弁護士
◎田 中 成 明	京都大学名誉教授
土 井 真 一	京都大学教授
中 川 丈 久	神戸大学教授
野 坂 泰 司	学習院大学教授
長谷部 恭 男	東京大学教授
三 井 誠	同志社大学客員教授
山 川 隆 一	東京大学教授
山 中 至	熊本大学理事・副学長
山 本 和 彦	一橋大学教授
吉 田 克 己	早稲田大学教授
吉 原 和 志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第1部会)

天 野 佳 洋	京都大学教授
上 田 廣 一	上田廣一法律事務所弁護士
木 村 琢 磨	千葉大学教授
武 部 知 子	司法研修所教官
◎田 中 教 雄	九州大学教授
田 中 開	法政大学教授
田 邊 誠	広島大学教授
○和 田 肇	名古屋大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

磯 部 力	國學院大學教授
○磯 村 保	早稲田大学教授
井 上 由里子	一橋大学教授
上 原 敏 夫	明治大学教授
岡 本 安 弘	法務省法務総合研究所総務企画部付
川 口 恭 弘	同志社大学教授
小 林 哲 也	小林総合法律事務所弁護士
佐 藤 隆 之	東北大学教授
塩 見 淳	京都大学教授
道垣内 正 人	早稲田大学教授
野 坂 泰 司	学習院大学教授
服 部 高 宏	京都大学教授
浜 川 清	法政大学教授
前 田 雅 弘	京都大学教授
前 田 陽 一	立教大学教授
丸 山 雅 夫	南山大学大学院法務研究科長
三 木 浩 一	慶應義塾大学教授
◎三 井 誠	同志社大学客員教授
村 田 涉	司法研修所教官
毛 利 透	京都大学教授
山 川 隆 一	東京大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1)「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2)「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3)「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載するとともに、自己評価書等を掲載している機構ウェブサイトのアドレスを「iii 自己評価書等」に掲載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成 25 年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 成績優秀者に対する当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
- 当該法科大学院の学生に対する学生心理相談室が設置されており、心理療法士が配置されている。
- 「教員の専門分野に関する能力の向上を図り、もって本研究科の研究・教育の推進に資する」ことを目的としてサバティカル制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 研究者養成をも目的とした授業科目「リサーチペーパー」が開講されている。

当該法科大学院の主な留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 修了生弁護士により正課外において実施されている学習指導について、組織として法科大学院の教育理念に抵触することがないよう配慮する必要がある。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 1授業科目において、成績評価の基準に定める割合を大きく超えて成績評価に偏りが見られるため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績評価における考慮要素について、一部の授業科目において、平常点がほぼ満点となっている授業科目や調整点の付与が適切に行われていない授業科目があるため、平常点及び調整点の成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、答案の配点割合が不明瞭なものがあるため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。
- 筆記試験の実施について、授業で配付した教材の持込みを可としている1授業科目において、容易に得点可能な試験内容となっているため、受験者の学修の成果を適切に反映できるような試験となるよう、さらなる検討、改善を図る必要がある。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育の理念及び目標は、「法科大学院は、現行法体系全体の構造を正確に理解し、冷静な頭脳及び温かい心をもって社会を観察することにより、そこにある問題を発見し、広く多様な視点から考察し、及び緻密で的確な論理展開をすることができるとともに、他人とのコミュニケーションを図るための高い理解力、表現力及び説得力を備え、かつ、誇りを持ち、その責務を自覚した優れた法曹を育成することを目的とする。」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト及びパンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に適った教育を実施するため、法律基本科目では、基本7法をその体系に即して、段階的に繰り返し学ぶことにより、理論的基礎を定着させるとともに、事例分析能力や法解釈能力を向上させ、議論を論理的に展開する能力の涵養が行われているほか、将来、主体的かつ創造的に実務に関わることを可能とするため、法律実務基礎科目を配置し、基礎法学・隣接科目とともに展開・先端科目においては、先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関する選択科目を通じて、学生が視野を広げ、先端的な分野への関心を喚起し、将来、専門的な分野で活躍するための基礎を作り上げる機会が提供されている。さらに、必修科目の授業では、少人数クラスを編成した上で、双方向・多方向による授業を実践することにより、理論や実務についての理解を深めるとともに、他者とコミュニケーションするための能力の向上が図られている。

これらの授業における成績評価はおおむね厳格に実施され、修了認定もこのような成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所、裁判所、検察庁等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念及び目標を効果的に実現するために、法律基本科目において、1年次では、基本的な法典に即した科目ごとの編成となっているのに対し、2年次では、実務法曹の養成という観点をより意識した教育内容となっており、実務上現れる事案に適切な解決を与える能力を養うことを目的として、公法、民事法、刑事法という総合的な科目として編成されている。さらに、3年次では、これまで修得した知識や思考力を前提として、法理論への理解を更に深化させ、事例分析力や法解釈能力を向上させるための教育が行われている。また、2年次と3年次では、法律実務基礎科目において、法曹として必要な基礎的な知識や技能が教授され、基礎法学・隣接科目とともに展開・先端科目においては、先端的・学術的・現代的・国際的な諸問題に関する学生の視野を拡げ、法律基本科目の履修を通じて修得した法知識や能力をもとに、将来、専門的な分野で活躍するための素地を作ることを主眼とした理論的かつ実践的な教育が展開されているなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、特に、1年次の法律基本科目においては、授業の初回で各法の導入的内容を扱うなど、円滑な学修の開始が可能となるよう配慮されている。また、オフィスアワー制度や1年次及び2年次を対象とした「春期補習ゼミⅠ・Ⅱ」を実施し、多様なバックグラウンドを有する学生の自習をサポートする体制等がとられている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、模擬裁判、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「実務外国法」、「ヨーロッパ法(EU法)」及び「法と経済学」等、(4) 展開・先端科目として、授業科目「民事執行・保全法」、「社会保障法」、「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」、「実務労働法Ⅰ」及び「実務労働法Ⅱ」等がそれぞれ開設されている。

そのほか、研究者養成をも目的とした授業科目「リサーチペーパー」が開講されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

(1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。

(2) 法律実務基礎科目は、授業科目「民事法発展演習」3クラスのうち2クラスについて、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているものの、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、おおむね法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。

(3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることにより寄与する専門的な授業科目になっている。

(4) 展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| （1）公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| （2）民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| （3）刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 12 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 14 単位の合計 58 単位とされている。

2-1-6：重点基準

- （1）基準2-1-2（2）に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

- （2）（1）に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

（民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容）

イ ローヤリング

（依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容）

ウ クリニック

（弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容）

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事要件事実基礎」(2単位)及び「民事・行政裁判演習」(3単位)が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事裁判演習」(3単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判」(2単位)が、ローヤリングは授業科目「ローヤリング」(2単位)が、クリニックは授業科目「リーガル・クリニック」(2単位)が、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップ」(2単位)が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を修得するものとされている。

法情報調査は、学生全員に対する判例の意義及び読み方の学習等の教育内容の指導に一部不十分な点が見られるものの、新入生に対するオリエンテーションの際に説明会を実施しているほか、授業科目「リーガル・リサーチ」が選択科目として開設されている。法文書作成は、必修科目である授業科目「民事要件事実基礎」及び「民事・行政裁判演習」の中で適宜指導が行われている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、また、それを実施するに当たっては、授業内容、授業担当教員の決定等を所掌する「カリキュラム等委員会」が、専任の研究者教員と実務家教員とによって構成され、研究者教員と実務家教員が協力し、法律実務基礎科目の授業内容を定めている。また、授業科目「リーガル・リサーチ」においては、研究者教員と実務家教員がオムニバス方式で授業を行っており、授業科目「模擬裁判」においては、研究者教員が講義最終回の講評において意見を述べる等の形で授業に関与しているなど、研究者教員と実務家教員による協力が行われている。

2-1-7：重点基準

基準2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち16単位が選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目においては、1授業科目で所定の授業時間を超えて補講が実施されているものの、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に照らし設定されている。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 研究者養成をも目的とした授業科目「リサーチペーパー」が開講されている。

【留意すべき点】

- 法情報調査について、学生全員に対する判例の意義及び読み方の学習等の教育内容の指導に一部不十分な点が見られるため、より一層充実した教育内容となるよう留意する必要がある。

【改善すべき点】

- 法律実務基礎科目に配置されている授業科目「民法発展演習」3クラスのうち2クラスについて、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、法律実務基礎科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。
- 1授業科目において、所定の授業時間を超えて補講が実施されていることについて、組織として改善する必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻の学生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人以下が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次及び2年次配当の授業科目において、判例の分析に重点を置いて、その理論的基礎と実務的合理性に関する教育を行っており、3年次配当の授業科目においては、法理論への理解を更に深化させ、事例分析力や法解釈能力を向上させるための教育が提供されており、少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が

整備されており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載されているとともに、「TKC教育研究支援システム」を通じてあらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるために、授業時間割の作成時における学生の自主的な学習時間の確保に対する配慮、教科書・補助教材等の指定、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく24時間の利用ができる自習室の整備がされているほか、「TKC教育研究支援システム」を通じて各授業科目の予習・復習課題の掲載や授業の補足等の対応を可能とするなどの措置が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては32単位が上限とされており、2年次においては、36単位が上限（エクスターンシップ（2単位）は含めない。）とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、6段階評価とされ、1授業科目において成績評価の基準に定める割合を大きく超えて成績評価に偏りがあるものの、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生便覧に記載され、年度当初の総合履修指導（学年別オリエンテーション）においても学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、期末試験・中間試験・レポートの結果、平常点等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

一部の授業科目において、平常点がほぼ満点となっている授業科目や調整点の付与が適切に行われていない授業科目があるものの、当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、期末試験の答案のコピーを返却し、採点后又は成績評価後に担当教員による講評を行うことで当該試験における成績評価（採点）の基準を明らかにし、自己の成績評価について説明を希望する学生に対しては、オフィスアワー制度を利用した個別講評を実施しているほか、「成績評価に関する申し合わせ」を定め、法科大学院運営委員会等を通じた教員間の成績分布データの共有・検討等の措置が講じられている。

成績評価の結果については、各授業科目別の成績分布等のデータを、履修者が少数のため個人が特定される授業科目を除き、「TKC教育研究支援システム」上に掲載し、必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、1授業科目において答案の配点割合が不明瞭なものがあるほか、筆記試験の実施について、授業で配付した教材の持込みを可としている1授業科目において容易に得点可能な試験内容となっているものがあるものの、1年次及び2年次の必修科目である法律基本科目については採点時において受験者の匿名

性が確保されるなど、期末試験における実施方法についておおむね配慮されている。再試験においては、必ずしも対象となる基準が明確にされていないものの、再試験が行われず成績評価が不合格であった学生は、当該成績評価について不服がある場合に成績評価不服申立てを行うことができるほか、担当教員に成績評価について説明を求めることもでき、追試験においては、一定の要件に該当する学生のみに実施されており、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないようおおむね配慮されている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは学生便覧に記載されているほか、年度当初の総合履修指導において学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、96 単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、「東北大学法科大学院履修に関する申し合わせ」において、合計 10 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされているが、法学既修者については、これらの単位を修了要件単位数には算入しないこととされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、30 単位 を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 12 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 14 単位、法律実務基礎科目 14 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 16 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されているほか、当該法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮する制度がある。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、試験問題については、当該大学法学部の試験問題における出

題内容を確認した上で作題され、採点に際しては、志願者を特定する情報が分からないように配慮されており、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、公法（憲法・行政法）・民事法（民法・商法・民事訴訟法）・刑事法（刑法・刑事訴訟法）について論文式試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験、書類審査の結果等も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30単位を修得したものとみなしており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 再試験の実施について、対象となる基準を明確にし、学生に周知する必要がある。

【改善すべき点】

- 1授業科目において、成績評価の基準に定める割合を大きく超えて成績評価に偏りが見られるため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績評価における考慮要素について、一部の授業科目において、平常点がほぼ満点となっている授業科目や調整点の付与が適切に行われていない授業科目があるため、平常点及び調整点の成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において、答案の配点割合が不明瞭なものがあるため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。
- 筆記試験の実施について、授業で配付した教材の持込みを可としている1授業科目において、容易に得点可能な試験内容となっているため、受験者の学修の成果を適切に反映できるような試験となるよう、さらなる検討、改善を図る必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、授業参観の実施及び授業内容・方法の検討、授業評価アンケートの実施・結果の検討、FD懇談会、FDセミナー、「東北大学法科大学院FD・研修プログラム」の実施等が行われている。なお、平成24年度に実施された「東北大学法科大学院FD・研修プログラム」においては、海外の行政裁判所裁判官を客員教授として招き、研究者教員が担当する授業科目を参観した後、意見交換会や懇談会を開催したほか、仙台弁護士会「法曹養成制度等検討特別委員会」のメンバーによる授業参観と意見交換会を実施している。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、アドミSSION・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミSSION・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育の理念及び目標に照らし、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に関する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れる。」として設定され、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育の理念及び目標や入学者選抜の方法等の必要な情報が、入試説明会、オープン・キャンパス、ローズクール進学説明会、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、法科大学院運営委員会が、入学者受入に係る業務の最終責任を負っており、同委員会の下に、入試の制度及び運営の全般的な検討・実施を職掌とする「入試委員会」を設けている。「入試委員会」は、学生募集要項及び入試実施内部方針の原案を作成し、法科大学院運営委員会がそれらを審議し、入学者受入に係る重要事項を最終的に決定することとされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミSSION・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点、過去の入試状況（出願者数、合格者数、入学者内訳、試験問題等）が公表されており、また、身体に障がいのある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を行うなど、アドミSSION・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前

提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1次選考においては、書類審査及び法科大学院全国統一適性試験の成績をもとに審査を行い、第2次選考においては、法学未修者については小論文試験、法学既修者については法学専門科目筆記試験（論文試験）を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、第1次選考の書類審査においては、志願理由書、大学の成績証明書、各種資格証明書等の提出により、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成21年度は約42%、平成22年度は約39%、平成23年度は約44%、平成24年度は約32%、平成25年度は約28%であり、入学者選抜時の書類審査で多様な実務経験及び社会経験を積極的に評価するなど、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は120人であり、収容定員240人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入においては、平成26年度入学者選抜から入学定員の見直しを行うなど、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成22年度から入学定員の変更（100人から80人に削減）が行われ、平成24年度入学者選抜においては、当該法科大学院の司法試験合格率を含む、修了者の進路及び活動状況の改善を主たる目的として、①法科大学院全国統一適性試験の成績による選考において最低基準点を導入する、②第2次選考の試験日程を従来よりも1週間前倒しにする、③第3次選考（面接試験）を廃止する、④第2次選考の法律専門科目筆記試験の配点と試験時間を変更するなどの見直しが行われ、さらに、平成26年度から入学定員の変更（80人から50人に削減）が行われるとともに、平成26年度入学者選抜からは法学既修者としての入学を認められない場合には法学未修者としての入学を希望することができる併願制を導入するなど、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、年度開始時の年次ごとの総合履修指導、希望者を対象とした履修相談等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、導入教育の一環として、法学未修者、法学既修者それぞれに対して、合格発表後入学までの間に、基本7法に関してあらかじめ読んでおくことが望ましい基本書等について説明した文書を合格通知書とともに入学予定者に送付し、年度開始時には入学者（1年次及び2年次）を対象としたオリエンテーションを実施するなど、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、導入教育の一環として、授業科目としては開設されていない司法制度について項目を設け、参考書を紹介するとともに、刑事訴訟法の項目では、裁判傍聴を推奨し、我が国の裁判について、具体的なイメージを持って法科大学院での学習に臨むよう指導しているほか、毎年度4月初旬には、1年次入学者を対象に、オリエンテーションを開催した上で、総合履修指導を実施しているなど、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、オリエンテーションの際に、オフィスアワー制度の説明文書を配付し、予約の方法や留意事項について周知を図った上で、各教員のオフィスアワーの日時を「TKC教育研究支援システム」に掲載することにより、学生に周知されている。

このほか、修了生弁護士により正課外において実施されている学習指導について、法科大学院の教育理念に抵触することがないよう、組織として十分な指導がなされていないものの、修了生弁護士によるオフィスアワー制度を設け、修了者である弁護士が学生の相談に応じ、学習及び進路選択に関する指導も行われるなど、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の減免（一般枠・震災特別枠）及び徴収猶予制度、成績優秀者に対する当該法科大学院独自の奨学金制度として民間企業からの寄付金の一部をもとにした奨学金制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、保健管理センターにおける健康相談や診療、学生相談所における学生生活相談が行われ、各種ハラスメントについては、全学的なハラスメント相談窓口が設置され、法学研究科には、ハラスメント防止委員会及びハラスメント部局相談員が設置されるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

さらに、強い精神的負荷がかかっている法科大学院の学生が抱える精神面の不安や悩みに係る問題に対

処するため、学生心理相談室を設置し、月2回、心理療法士による心理学的なケアが提供されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、全館バリアフリーになっており、スロープ、エレベーター、多目的トイレが設置されているなど、整備充実に取り組んでいる。

身体に障がいのある学生が入学した際には、学生からの申し出があれば、状況に応じて柔軟に対応しており、座席に関する配慮等を行うなど、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を行っており、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、法科大学院運営委員会の下に就職及び進路問題を担当する「進路委員会」が設けられ、学生に対する就職支援を行っている。同委員会は、①就職説明会、企業説明会及び進路に関わる連続講演会を開催し、②仙台弁護士会の協力の下に、法律事務所訪問を仲介し、③在学者・修了者に対してウェブサイトを通じて進路関係情報を発信し、④修了者の就職活動体験記を司法試験の合格者に配付するなどして、学生の進路選択に必要な情報の管理・提供や指導・助言を行っている。また、オフィスアワーを通じて教員が個別の学生の進路相談に応じているほか、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 成績優秀者に対する当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
- 当該法科大学院の学生に対する学生心理相談室が設置されており、心理療法士が配置されている。
- 当該法科大学院は、身体に障がいのある学生に対する修学のための措置として、全館バリアフリーになっている。

【留意すべき点】

- 修了生弁護士により正課外において実施されている学習指導について、組織として法科大学院の教育理念に抵触することがないよう配慮する必要がある。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、法科大学院運営委員会の議を経て、総合運営調整教授会において「選考委員会」を設けて、「東北大学法科大学院における教員の資格等に関する申合せ」に基づいて選考する方法がとられている。なお、任期の定めのある専任教員（実務家専任教員等）については、法科大学院運営委員会に「選考委員会」を設けて選考することとされている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、兼任教員については、総合運営調整教授会において、「選考委員会」を設けて選考を行い、その選考委員会報告を審議・議決し、兼任教員については、「カリキュラム等委員会」において、その必要性や妥当性を審議・検討した上で、法科大学院運営委員会で審議事項として承認する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員16人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念及び目標を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目（授業科目「エクスターンシップ」を除く。）とされており、そのうち必修科目の授業は、ほぼすべてが専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員12年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、法科大学院運営委員会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職

大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が3人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、「教員の専門分野に関する能力の向上を図り、もって本研究科の研究・教育の推進に資する」ことを目的としてサバティカル制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、専門職大学院助教室に助教6人と事務補佐員1人、ティーチングアシスタント3人及び研究補助室に助手2人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専門職大学院設置基準において必要とされる専任教員数16人に対して、教育の理念及び目標を実現するため、その必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置されている。
- 「教員の専門分野に関する能力の向上を図り、もって本研究科の研究・教育の推進に資する」ことを目的としてサバティカル制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である総合法制専攻長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、法科大学院運営委員会が置かれている。法科大学院運営委員会は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、法学部・法学研究科事務組織の中に法科大学院の管理運営事務を統括する「専門職大学院係」が組織され、法科大学院の事務を重点的に担当する職員が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、予算要求や総長裁量経費の配分に際して総長ヒアリングが行われ、法学研究科長が法科大学院をも代表して意見を述べるようになっており、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室（模擬法廷室）、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室、演習室及び実習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室、演習室及び実習室については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、教室及び演習室には、プロジェクター、BD/DVD再生機器及びワイヤレスマイク等が配備され、実習室（模擬法廷室）には視聴覚装置等が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備として、ロッカーや無線LANが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、パソコンを利用して「TKC教育研究支援システム」及び「LLI統合型法律情報システム」を導入し、教員・学生が共に大学内外から各種法律データベース等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、法政実務図書室が整備されている。法政実務図書室は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。法政実務図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、法政実務図書室の利用に際しては、学生証を提出させて入退室の管理が行われ、所蔵する図書及び資料の貸出について規則を定めるなどの管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン、プリンタ及び複写機等が整備されている。また、法政実務図書室には、司書の資格を有し専門的能力を備えた職員が配置されているほか、法情報調査に関する専門的能力を有する専任教員に相談することが可能とされている。

さらに、自習室において、パソコンを使用した図書の検索・予約等が可能となっており、法政実務図書室と近接しているなど、自習室と法政実務図書室との有機的連携が確保されている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる非常勤講師控室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、相談室が整備されており、独立したスペースが確保されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 自習室において、パソコンを使用した図書の検索・予約等が可能となっており、法政実務図書室と近接しているなど、自習室と法政実務図書室との有機的連携が確保されている。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「評価対応委員会」が設置され、「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」及び「修了者の進路及び活動状況」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、法科大学院運営委員会において報告され、教員間で情報が共有されているほか、重要な事項については法科大学院運営委員会の審議に付すこととされており、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、パンフレット、学生募集要項等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「自己評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員紹介」及び大学ウェブサイトの「東北大学研究者紹介」を通じて公表されている。

また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても、ウェブサイトの「教員紹介」及び大学ウェブサイトの「東北大学研究者紹介」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、法科大学院運営委員会の下に置かれた各種委員会及び法科大学院の事務部門を中心に収集され、資料室に保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「教員紹介」及び大学ウェブサイトの「東北大学研究者紹介」を通じて公表されている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）法科大学院（研究科・専攻）名

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

（２）所在地

宮城県仙台市青葉区片平 2 丁目 1-1

（３）学生数及び教員数

学生数： 120 人

教員数： 25 人（うち実務家教員 6 人）

2 特徴

（１）東北大学大学院法学研究科・法学部の沿革と理念

東北大学大学院法学研究科・法学部は、大正 11（1922）年に設立された、東北帝国大学法文学部を前身とし、昭和 22（1947）年に新制大学に切り替わった後、昭和 24（1949）年に法学部、昭和 28（1953）年には大学院法学研究科がそれぞれ発足した。

建学当初より、「研究第一主義」の伝統、「門戸開放」の理念及び「実学尊重」の精神をもとに、研究の成果を人類社会が直面する諸課題の解決に役立て、指導的人材を育成することによって、平和で公正な人類社会を実現することをその使命としてきた本学にあって、大学院法学研究科・法学部も、数多くの優秀な人材を社会に送り出してきた。

そして、平成 12（2000）年 4 月、東北大学大学院法学研究科は、大学院重点化に際して、従来の公法学・私法学・基礎法学・政治学という伝統的な 4 専攻を、「総合法制専攻」、「公共法政策専攻」、「トランスナショナル法政策専攻」の専攻へと再編した。これまで多数の法曹を輩出してきた大学院・学部における教育を見直し、法曹をはじめとする広義の法律専門家の養成を目的とする「総合法制専攻」を中核とし、法科大学院を先取りする形で、学部・大学院を通じた法学教育の充実を目指す「選択的 6 年制構想」は、司法制度改革の動きの中、平成 16（2004）年 4 月、東北大学法科大学院の開設に結実した。

（２）法科大学院の教育理念と教育体制

東北大学法科大学院は、その教育の理念として、「優れた法曹」の養成を掲げている。その理念を実現するため、次のような教育体制を整備している。

① 段階的・反復的教育による理論的基礎の確実な修得
「優れた法曹」として、多様な法的問題に的確にかつ

創造的に対処するためには、法の理論に関する深い理解が必要である。実務に必要な学識を修得させるため、法律基本科目である、第 1 年次科目、基幹科目（第 2 年次）、及び応用基幹科目（第 3 年次）では、基本 7 法を、その体系に即して、段階的に繰り返し学ぶことにより、理論的基礎を確実に定着させるとともに、事例分析能力や法解釈能力を向上させ、緻密で的確な議論を論理的に展開する能力を涵養している。

② 紛争解決の実態に即応した分野横断的な科目編成

現実の社会では、法的紛争は、民法の問題、商法の問題、民事訴訟法の問題として、各別に生起するわけではないから、その解決には複数の法領域における議論を有機的に関連づけ、解決を図る必要がある。実務法曹として必要とされる、総合的な問題解決能力を高めるため、第 2 年次に、分野横断的な内容を取り扱う「実務民事法」、「実務刑事法」及び「実務公法」の基幹 3 科目を配置し、理解の深化と問題解決能力の涵養を図っている。

これら 3 科目は合計 28 単位という量的側面からみて全カリキュラムの中心に位置するにとどまらず、民事法・刑事法・公法という大きな枠組のなかで、判例の考え方を実務及び理論双方の観点から総合的に分析するために、複数の教員（研究者及び実務家）が共同して担当するという点で、質的側面からみても全カリキュラムの中心というにふさわしいものである。

③ 多彩な教員による多様な科目の提供

東北大学法科大学院の教員団を構成する研究者教員・実務家教員の多彩さを反映して、実務的・先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関する授業科目が充実している。このような科目の履修を通じて、学生がその視野を広げ、先端的な分野への関心を喚起し、将来、専門的な分野で活躍するための基礎を作り上げることを可能としている。

④ 学習環境・学習支援体制の充実

24 時間利用可能な自習室（固定席）や充実した図書室など、良好な学習環境が整備され、修了生にも、「法務学修生」の制度により、在学中と変わらぬ良質の学習環境が提供されている。教員・修了生弁護士によるオフィス・アワー制度は、在学生・修了生がともに利用可能であり、教育理念を実現するための学習支援体制も充実している。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

本法科大学院は、司法制度を支える人的基盤の拡充のため、「高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において厚い層をなして活躍する法曹を獲得する。」という、『司法制度改革審議会意見書』（平成13年6月12日）の理念に基づき、その設立以来、「優れた法曹」を養成することを、教育の理念及び目標として掲げている。

そして、本法科大学院は、次のような能力と資質を備えている者が「優れた法曹」であると考えている。すなわち、①現行法体系全体の構造を正確に理解していること、②冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができること、③具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察できること、④緻密で的確な論理展開ができること、⑤他人とコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）を持っていること、⑥知的なエリートとしての誇りを持ち、それに伴う責務を自覚していること、である。

上記のような資質と能力を備えた者であれば、将来、その者が就く職種や受任・担当する仕事の内容にかかわらず、人々から頼りがいのある法曹として評価され、社会に貢献することができるとともに、社会の進展に伴って様々な形で生じるであろう、法的需要のいっそうの高度化・複雑化に伴う、具体的な職種や仕事の内容の必要性に関する変化にも、柔軟かつ適切に対応することができると考えられる。

このような「優れた法曹」を養成するため、本法科大学院では、その教育において、まず、学生が、理論的基礎を確実に身につけることを重視する。法曹にとって、実務についての知識とともに、法理論に対する確実な理解がきわめて重要である。とりわけ、現行法体系全体の構造を正確に理解することは欠かせない。理論的基礎の修得が不十分であれば、実務についての知識は上滑りのものとなり、新しく生起する問題に的確にまた創造的に対処することは困難となろう。このような理論的基礎の教育は、優れた研究成果を有し、教育経験も豊富な研究者教員を中心に、実務家教員とも綿密な連携を図りつつ、2年次の基幹科目（実務民事法・実務刑事法・実務公法）を中核として、各学年に配置された法律基本科目において体系的・段階的に行われる。

他方、法曹実務教育についても、理論的な問題との架橋を十分に意識しつつ、学生の法曹の仕事に対する関心を育み、実務家として必要な一定の知識を修得させることを重視する。優れた実務法曹を養成するためには、法科大学院において、1年間とされた司法修習との連携を意識しながら、法曹実務について一定の教育を行うことが不可欠である。その任に当たるのは、当該分野に関する豊富な実務経験を積んだ実務家教員である。

そして、理論教育及び実務教育のいずれについても、教育方法として、少人数教育制を採用し、教員・学生の対話を多用することを基本とする。これによって、理論や実務についての理解を効率的に深めるとともに、法曹にとって重要なコミュニケーション能力を向上させることが目指される。そこでは、教員と学生、学生同士の交流が活発となることから、学生が、教員（とりわけ実務家教員）の経験に触れることや、討議に参加することによって、法曹倫理等の実務基礎科目による成果とも相俟って、法曹としての心構えや責務について、自覚を深めることが期待されることとなる。

さらに、本法科大学院は、基本的法分野の理論的基礎及び実務法曹としての基本的な知識の確実な修得を目指し、「優れた法曹」を養成するための教育を基本に据えるため、広範にわたる法曹の仕事のうち、特にどれかを重視して、それに強い法曹を養成するという方針はとらない。しかしながら、それは、応用的な分野に関する教育の軽視を意味するものではない。これらの分野を専門とする、多彩な研究者教員・実務家教員を擁していることを活かして、先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関する科目を充実させていることは、本法科大学院の特徴の一つであり、このような科目の履修を通じて、学生は、視野を広げ、将来専門的な分野で活躍するための素地を作ることが可能となっている。

このような理念に基づき、人々の要請に応える「優れた法曹」を養成することが、本法科大学院の目的である。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/houka/no6_2_jiko_tohoku_h201403.pdf